

令和6年度 岩手県放課後児童支援員認定資格研修開催要項

1 目的

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号：以下基準）第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とする。

2 主催／共催／主管

岩手県／岩手県教育委員会／岩手県立生涯学習推進センター

3 対象

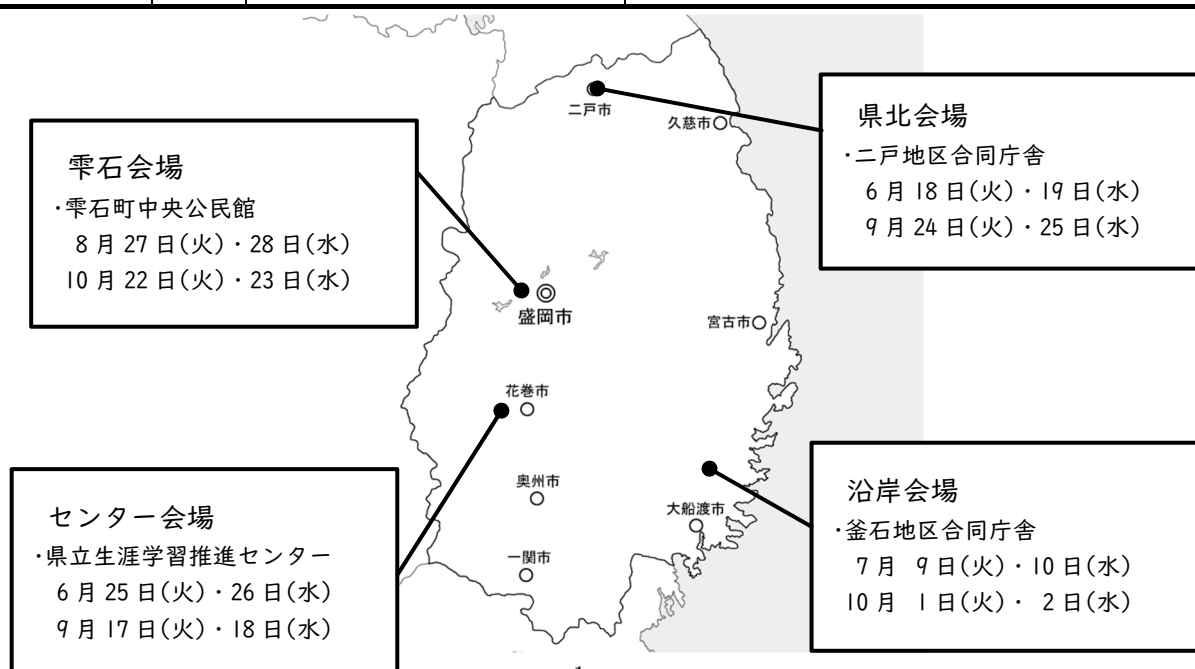
岩手県内に在住または在勤者で、かつ基準第10条第3項の各号いずれかに該当する方（基準第10条第3項各号については、5ページ参照）

4 定員

雫石会場 100名
センター会場 80名
沿岸会場 30名
県北会場 30名

5 日時・会場 各会場とも4日間（前期2日、後期2日）

		日程		会場
雫石会場	前期	8月27日(火)・28日(水)		雫石町中央公民館 〒020-0555 岩手郡雫石町上曾根田114番地 TEL 019-692-4181
	後期	10月22日(火)・23日(水)		
センター会場	前期	6月25日(火)・26日(水)		岩手県立生涯学習推進センター 〒025-0301 花巻市北湯口第2地割82番13 TEL 0198-27-4555
	後期	9月17日(火)・18日(水)		
沿岸会場	前期	7月9日(火)・10日(水)		釜石地区合同庁舎 〒026-0043 釜石市新町6-50 TEL 0193-25-2717
	後期	10月1日(火)・2日(水)		
県北会場	前期	6月18日(火)・19日(水)		二戸地区合同庁舎 〒028-6103 二戸市石切所字荷渡6-3 TEL 0195-23-9201
	後期	9月24日(火)・25日(水)		



6 研修項目・科目及び講師

※都合により変更となる場合があります。

研修項目	研修科目	講 師
(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解 【4.5時間 (90分×3)】	① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容	岩手県保健福祉部子ども子育て支援室
	② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護	巢子学童保育クラブ第一 支援員 門田 弘之
	③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ	盛岡大学短期大学部幼児教育科 名誉教授 斎藤 修
(2) 子どもを理解するための基礎知識 【6.0時間 (90分×4)】	④ 子どもの発達理解 ※保育士または教諭の資格を有する方は免除	盛岡大学短期大学部幼児教育科 教 授 大塚 健樹
	⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達 ※保育士または教諭の資格を有する方は免除	岩手大学教育学部 准教授 青山 慶 盛岡大学文学部児童教育学科 准教授 奈田 哲也
	⑥ 障害のある子どもの理解 ※保育士または社会福祉士の資格を有する方は免除	盛岡大学短期大学部幼児教育科 教 授 嶋野 重行 盛岡大学文学部児童教育学科 准教授 塩谷 彩花
	⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解 ※保育士または社会福祉士の資格を有する方は免除	岩手県立大学社会福祉学部 教 授 佐藤 匡仁 助 教 山崎 陽史
(3) 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 【4.5時間 (90分×3)】	⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援	久慈市長内学童保育所わんぱくクラブ 支援員 大須賀 幸子 矢沢学童クラブ 支援員 工藤 望 放課後児童クラブさくらりっこ 支援員 岡澤 紹子
	⑨ 子どもの遊びの理解と支援	岩手県立児童館いわて子どもの森 チーフプレーリーダー 長崎 由紀
	⑩ 障害のある子どもの育成支援	岩手大学 名誉教授 鎌田 文聰
(4) 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 【3.0時間 (90分×2)】	⑪ 保護者との連携・協力と相談支援	盛岡大学文学部児童教育学科 教 授 石川 悟司
	⑫ 学校・地域との連携	岩手大学 名誉教授 新妻 二男
(5) 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3.0時間 (90分×2)】	⑬ 子どもの生活面における対応	盛岡大学 名誉教授 笹田 陽子
	⑭ 安全対策・緊急時対応	盛岡大学短期大学部幼児教育科 教 授 石川 正子
(6) 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3.0時間 (90分×2)】	⑮ 放課後児童支援員の仕事内容	向中野学童保育クラブ 支援員 橋本 有紀 放課後児童クラブさくらりっこ 支援員 岡澤 紹子
	⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守	緑が丘学童保育クラブ 指導員 嘉村 祐之

7 日 程 （都合により変更となる場合があります。）

(1) 雫石会場

	8月27日（火）	8月28日（水）	10月22日（火）	10月23日（水）
8:50～ 9:00	開講式・ オリエンテーション			
9:00～ 10:30	①放課後児童健全育成 事業の目的及び制度内 容	④子どもの発達理解 （保育士・教諭…免 除）	⑪保護者との連携・協 力と相談支援	⑤児童期（6歳～12 歳）の生活と発達（保 育士・教諭…免除）
10:45～ 12:15	②放課後児童健全育成 事業の一般原則と権利 擁護	⑬子どもの生活面にお ける対応	⑮放課後児童支援員の 仕事内容	④子どもの遊びの理解 と支援
12:15～ 13:15	昼食・休憩	昼食・休憩	昼食・休憩	昼食・休憩
13:15～ 14:45	③子ども家庭福祉施策 と放課後児童クラブ	⑫学校・地域との連携	⑭安全対策・緊急時対 応	⑧放課後児童クラブに 通う子どもの育成支援
15:00～ 16:30	⑥障害のある子どもの 理解（保育士・社会福 祉士…免除）	⑦特に配慮を必要とす る子どもの理解（保育 士・社会福祉士…免 除）	⑩障害のある子どもの 育成支援	⑯放課後児童クラブの 運営管理と運営主体の 法令の遵守
				閉講式・事務連絡

(2) センター会場

	6月25日（火）	6月26日（水）	9月17日（火）	9月18日（水）
8:50～ 9:00	開講式・オリエンテー ション			
9:00～ 10:30	①放課後児童健全育成 事業の目的及び制度内 容	④子どもの発達理解 （保育士・教諭…免 除）	⑥障害のある子どもの 理解（保育士・社会福 祉士…免除）	⑦特に配慮を必要とす る子どもの理解（保育 士・社会福祉士…免 除）
10:45～ 12:15	⑪保護者との連携・協 力と相談支援	⑮放課後児童支援員の 仕事内容	⑤児童期（6歳～12 歳）の生活と発達（保 育士・教諭…免除）	⑧放課後児童クラブに 通う子どもの育成支援
12:15～ 13:15	昼食・休憩	昼食・休憩	昼食・休憩	昼食・休憩
13:15～ 14:45	②放課後児童健全育成 事業の一般原則と権利 擁護	⑨子どもの遊びの理解 と支援	⑩障害のある子どもの 育成支援	⑭安全対策・緊急時対 応
15:00～ 16:30	③子ども家庭福祉施策 と放課後児童クラブ	⑫学校・地域との連携	⑬子どもの生活面にお ける対応	⑯放課後児童クラブの 運営管理と運営主体の 法令の遵守
				閉講式・事務連絡

(3) 沿岸会場

	7月9日(火)	7月10日(水)	10月1日(火)	10月2日(水)
8:50～ 9:00	開講式・ オリエンテーション			
9:00～ 10:30	①放課後児童健全育成 事業の目的及び制度内 容	④子どもの発達理解 (保育士・教諭…免 除)	⑦特に配慮を必要とす る子どもの理解(保育 士・社会福祉士…免 除)	⑧放課後児童クラブに 通う子どもの育成支援
10:45～ 12:15	⑩保護者との連携・協 力と相談支援	②放課後児童健全育成 事業の一般原則と権利 擁護	⑬子どもの生活面にお ける対応	⑮放課後児童支援員の 仕事内容
12:15～ 13:15	昼食・休憩	昼食・休憩	昼食・休憩	昼食・休憩
13:15～ 14:45	⑩障害のある子どもの 育成支援	⑨子どもの遊びの理解 と支援	⑭安全対策・緊急時対 応	⑫学校・地域との連携
15:00～ 16:30	③子ども家庭福祉施策 と放課後児童クラブ	⑤児童期(6歳～12 歳)の生活と発達(保 育士・教諭…免除)	⑥障害のある子どもの 理解(保育士・社会福 祉士…免除)	⑯放課後児童クラブの 運営管理と運営主体の 法令の遵守
				閉講式・事務連絡

(4) 県北会場

	6月18日(火)	6月19日(水)	9月24日(火)	9月25日(水)
8:50～ 9:00	開講式・ オリエンテーション			
9:00～ 10:30	①放課後児童健全育成 事業の目的及び制度内 容	⑦特に配慮を必要とす る子どもの理解(保育 士・社会福祉士…免 除)	⑪保護者との連携・協 力と相談支援	⑫学校・地域との連携
10:45～ 12:15	②放課後児童健全育成 事業の一般原則と権利 擁護	④子どもの発達理解 (保育士・教諭…免 除)	⑩障害のある子どもの 育成支援	⑬子どもの生活面にお ける対応
12:15～ 13:15	昼食・休憩	昼食・休憩	昼食・休憩	昼食・休憩
13:15～ 14:45	⑧放課後児童クラブに 通う子どもの育成支援	⑨子どもの遊びの理解 と支援	⑭安全対策・緊急時対 応	⑮放課後児童支援員の 仕事内容
15:00～ 16:30	③子ども家庭福祉施策 と放課後児童クラブ	⑤児童期(6歳～12 歳)の生活と発達(保 育士・教諭…免除)	⑥障害のある子どもの 理解(保育士・社会福 祉士…免除)	⑯放課後児童クラブの 運営管理と運営主体の 法令の遵守
				閉講式・事務連絡

8 受講資格要件及び認定について

受講申込み時に下記の受講要件のいずれかに該当する必要書類を提出のうえ、認定研修の全科目を履修しレポートを提出した修了者に対して修了の認定を行い、全国共通の「放課後児童支援員認定研修修了証」を県知事名で交付します。詳細は、別紙「岩手県放課後児童支援員認定資格研修実施要綱」を参照願います。

受講要件	申込必要書類
一 保育士の資格を有する者	・保育士（保母）資格証明書の写し または保育士証の写し ※注
二 社会福祉士の資格を有する者	・社会福祉士登録証の写し ※注
三 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業生等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事した者	・卒業証明書または、高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定）合格証明書 ・2年以上児童福祉事業（ 放課後児童クラブ等 ）に従事したことを証明する書類（様式1-2）
四 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者	・教員免許状の写し ※注
五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	・卒業証明書 ・単位取得証明書 （左記受講要件を満たす単位を取得したことと卒業したことを証明できる書類）
六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者	・卒業証明書 ・単位取得証明書 （左記受講要件を満たす単位を取得したことと卒業したことを証明できる書類）
七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	・修了証明書 ・単位取得証明書 （左記受講要件を満たす単位を取得したことと卒業したことを証明できる書類）
八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	・卒業証明書 ・単位取得証明書 （左記受講要件を満たす単位を取得したことと卒業したことを証明できる書類）
九 高等学校卒業生等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの。	・卒業証明書または、高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定）合格証明書 ・2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事したことを証明する書類（様式1-3）
十 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの	・5年以上放課後児童健全育成事業に従事したことを証明する書類（様式1-4）

注 10-(2)の枠囲みを参照のこと

9 受講費用

受講料	▶無 料
会場までの交通費	▶自己負担
研修教材費	▶自己負担 ※11-(2), (3)を参照

10 参加申込み方法

各様式に必要な事項を記入の上、各市町村の案内に従い申し込みを行ってください。

なお、「まなびネットいわて」（下記URL）により、各様式のダウンロードも可能です。

<https://manabinet.pref.iwate.jp/index.php/event/r06houkago/>

[トップページ] > [生涯学習推進センター] > [研修講座] ページ下側

(1) 申込みに関する注意点

申込について、所属単位毎の受講人数の制限は設けませんが、各会場の定員を超過した場合、調整を行うことがありますのでご了承願います。

(2) 必要書類

① 受講申込書（別紙様式1-1）

② 受講要件別に指定された必要書類（可能な限りすべてA4サイズで提出してください。）

※ 各種資格証明書の写しは原本証明されたものとします。

○ 現在、放課後児童クラブ等に従事している方は、所属長により証明してください。
（例）原本を確認のうえ、写しの余白に「原本と相違ないことを証します」と記入。
併せて年月日、施設名、代表者名等を記入して押印。

○ 現在、放課後児童クラブ等に従事していない方は、必要書類の原本及び写しを持参の上、市町村の放課後児童健全育成事業担当課から証明を受けてください。

※ 申込書と各種書類の姓が異なる場合は、変更前と変更後の両方の姓が記載された公的書類（戸籍抄本等）を提出してください。

(3) 申込先

① 現在、放課後児童クラブ等に従事している方

→施設のある市町村の放課後児童健全育成事業担当課

② 今後、放課後児童クラブ等に従事したいと考えている方

→現住所のある市町村の放課後児童健全育成事業担当課

(4) 申込期限

令和6年5月10日(金) 厳守

(5) 受講者の決定

① 受講が決定した場合は、受講票を現在従事している放課後児童クラブ等へ発送いたします。

現在、放課後児童クラブ等に従事していない方へは受講申込書に記載の住所へ発送いたします。

② 研修開始の1週間前までに受講票が届かない場合は、研修・運営担当までご連絡ください。

③ 受講票は写真を貼り、研修日（前期・後期）に必ず持参してください。

II 携行品

(1) 受講票（必ず写真を貼付してください。）

(2) 研修教材① 放課後児童支援員認定資格研修教材編集委員会編著

『第3版 放課後児童支援員都道府県認定資格研修

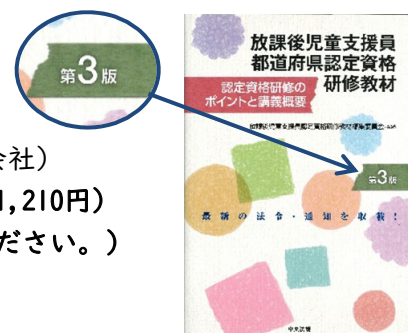
教材認定資格研修のポイントと講義概要』（中央法規出版株式会社）

※「FAX購入申込書」により事前に購入してください。（税込 1,210円）

（手元に届くまで1週間程度の時間がかかります。お早めにご注文ください。）

※令和6年度より**第3版**に改訂されました。改訂前のテキストは

使用できませんので、確実に事前購入してください。



(3) 研修教材② 厚生労働省編『改訂版 放課後児童クラブ運営指針解説書』（フレーベル館）

※各書店にてご注文し、事前にご購入ください。（税込み440円）

改訂前のテキストは使用できませんので、確実に事前購入してください。



(4) 各自必要なもの（常備薬・昼食等）

※昼食については斡旋いたしませんので、各自ご準備ください。

12 受講免除について

以下に掲げる資格等を有する方については、一部科目の受講が免除となります。資格により免除される科目が異なりますので、ご自身でご確認ください。なお、受講免除資格を有していても該当科目の受講は可能です。その際の当該科目のレポートの記入は不要です。

	資格等	免除できる科目
1	保育士の資格を有する方 (基準第10条第3項第1号)	2-④ 子どもの発達理解 2-⑤ 児童期(6歳~12歳)の生活と発達 2-⑥ 障害のある子どもの理解 2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
2	社会福祉士の資格を有する方 (基準第10条第3項第2号)	2-⑥ 障害のある子どもの理解 2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
3	教諭となる資格を有する方 (基準第10条第3項第4号)	2-④ 子どもの発達理解 2-⑤ 児童期(6歳~12歳)の生活と発達
4	厚生労働省が主催する放課後児童支援員認定資格研修に係る講師養成研修の修了者	講師を担当する科目

※令和5年度に全科目受講できなかった方においては、「岩手県放課後児童支援員認定資格研修実施要綱」の様式1号-①により申請し、すでに受講したことが証明された場合のみ該当科目を免除とする。

13 レポートについて

研修の1日目にレポート冊子と提出用の封筒を配布いたします。放課後児童支援員認定資格研修の全科目(免除科目以外)を受講された後、受講科目について全てご記入の上「岩手県立生涯学習推進センター」へ郵送で提出してください。レポートの提出が認定の要件となっております。なお、提出は冊子の郵送のみとし、データによる提出は不可となります。提出期限は受講完了後2週間以内とします。

提出期限	雫石会場	11月6日(水)	※当日消印有効、 郵送料は自己負担
	センター会場	10月2日(水)	
	沿岸会場	10月16日(水)	
	県北会場	10月9日(水)	

14 修了証の交付について

放課後児童支援員認定資格研修の全科目(免除科目以外)の受講とレポート提出が完了した受講者に対して、受講者全員の修了の認定を行った後に、岩手県保健福祉部・子ども子育て支援室より「放課後児童支援員認定資格研修修了証」と「携帯用修了証」を交付します。

15 その他

- (1) 1科目において、原則として20分以上の遅刻・早退・離席があった場合には、当該科目について欠席したものとします。
- (2) レポート提出後、免除科目等を除く全科目に記載があるかどうかチェックし、不備等があった場合のみ、該当者へご連絡いたします。(連絡が無い場合は、認定証の発行をお待ちください)

<p>－受講資格要件・認定 担当－</p> <p>岩手県保健福祉部 子ども子育て支援室 主任 菅崎 裕平 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 TEL 019-629-5460 FAX 019-629-5464 E-mail:AD0007@pref.iwate.jp</p>	<p>－研修・運営 担当－</p> <p>岩手県立生涯学習推進センター 生涯学習部 社会教育主事 湊 明子 社会教育主事 土谷 文子 〒025-0301 岩手県花巻市北湯口第2地割82番13 TEL 0198-27-4555 FAX 0198-27-4564 E-mail: minato-a@pref.iwate.jp</p>
--	--